

Kyo.Prot.N. 23/2018

## カトリック安曇川教会小教区評議会規約

### 1. 小教区評議会

#### 1-1 名称

名称は「カトリック安曇川教会小教区評議会」とします。

#### 1-2 設置の目的

小教区評議会は、小教区がカトリックの普遍教会、および京都司教区の教えと方針に一致したビジョンを持ち、福音宣教する共同体になるという「共同宣教司牧」の目的のために資する運営を行うために設置されます。

#### 1-3 主宰

評議会は、京都教区司教から任命されたブロック担当司祭団が主宰します。場合によって、司教から任命された修道者がこれに含まれます。

#### 1-4 評議員

役員、各担当者とします。

#### 1-5 小教区評議会の会合

小教区評議会の会合は、ブロック担当司祭が評議員を招集して定期的を開催されます。

小教区所属の信徒なら、ブロック担当司祭の承認により、誰でも小教区評議会に出席し、意見を述べることができます。

会合は原則として1月、5月、9月に開催されます。臨時に開催されることもあります。

年初の小教区評議会は、1月の最後の日曜日に開催されます。

議題、司会者、書記はブロック担当司祭と役員で協議して決められます。

#### 1-6 審議事項

- 1.小教区の宣教司牧に関する基本方針(長期、短期)の作成。
- 2.宣教司牧に関する基本方針に基づく年間行事の決定。
- 3.予算と決算の承認、および予算外の支出の承認。
- 4.各担当者の変更。
- 5.«小教区評議会規約»の変更。
- 6.その他の重要事項。

#### 1-7 審議決定と承認

出席者の合議により、福音の精神による対話を大切にして、結論を出します。

決定事項は、ブロック担当司祭団の承認を経て、実行されます。

### 2. 役員

#### 2-1 役割

- 1.役員はブロック担当司祭団と共に、小教区における共同宣教司牧のチームとなつて、小教区全体の運営について調整する信徒の代表者です。
- 2.役員は小教区評議会の会合の準備、議事運営、記録等を行います。

役員は、小教区の代表として、滋賀ブロック会議及び小教区の運営に係わる会議に出席します。

#### 2-2 役員の定数

役員の定数は2名から3名とします。

#### 2-3 選出と任期

新役員の選出は現役員とブロック担当司祭団と協議して決められます、  
役員の任期は、年初の小教区評議会までとします。

#### 2-4 任命

ブロック担当司祭団が役員を任命します。

### 3. 担当者

安曇川教会では、なんでもみんなで取り組みます。

安曇川教会では、部会を設置しません。

安曇川教会では、広報、典礼、施設管理、財務、教育、社会活動の各担当者を、年初の小教区評議会で選びます。

但し、財務担当者は、ブロック担当司祭団が指名します。

担当者の業務分掌は、別に定めて公示します。

### 4. 会計監査

会計監査をブロック担当司祭団の指名により複数名置きます。

附則 本規約の制定、変更は、教区司教の認可を得て発効します。

付記 本規約の教区司教の認可 2007年12月31日 発効 2008年1月1日

本規約改正の教区司教の認可 2018年2月26日 発効 2018年3月1日

カトリックに 大塚喜直

